

多重債務問題の解決を支援しようと、県は25日から12月2日まで、県内17か所で「借金に関する無料法律相談会」を開催する。相談は予約制で、地元の弁護士が応じる。県消費生活センターは「一人で悩まず、信用できる機関に相談することが早期の解決につながる」と呼びかけている。

複数の金融機関から自分の返済能力を超えた借金をしてしまう多重債務問題は、2010年の改正貸金業法の完全施行により、一時に比べ落ち着きをみせているが、多額の借入残高のある人は現在も相当数存在するとみられ、継続的に多重債務者対策を講じていく必要がある。

多重債務に陥ると、個人の知識や努力だけでは解決が極めて困難とされ、返済が不可能な場合、法的な手続きの検討が必要になる。債務整理の方法としては、「任意整理」「特定調停」「個人版民事再生」「自己破産」があり、どの方法がよいかは法律の専門家に相談するのが近道だ。

同センターは「多額の借金でも解決する方法は必ず見つかる。返済などで悩んでいる方は、ぜひ相談会を利用してほしい」と話す。

この相談会以外でも、県と各市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口で相談を受けつけている。

問い合わせは、県消費生活センター（023-624-0999）へ